

## 大町市建設工事入札制度合理化対策要綱

(趣旨)

第1 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、次の方法により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第2 建設工事の競争入札に参加を希望する業者について、大町市内に本店を有する建設業者にあつては、経営規模その他経営に関する客観的事項(以下「客観的事項」という。)の総合評定値及び大町市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成6年大町市告示第66号。以下「告示」という。)第3第3号から第13号の各号に定める項目による総合評定値(以下「新客観点数」という。)との合計点数(以下「資格総合点数」という。)により、それ以外の建設業者にあつては、客観的事項の総合評定値により、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定する。

(競争入札に参加することができない者)

第3 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加することができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成7年大町市告示第36号)の第2に該当する事実があつた者は、その事実があつた後別途定める期間競争入札に参加することができない。

(資格審査の申請等)

第4 建設工事及び建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する者に必要な資格、その申請の時期及び方法については、告示の定めるところによる。

2 告示第5第1項、同第2項、第6第2項及び第7第2項に規定する建設工事入札参加資格審査申請書等(以下「申請書等」という。)の様式は別記様式に定めるとおりとする。

(資格総合点数の基準等)

第5 建設工事における資格総合点数の審査の項目及び基準は、客観的事項の総合評定値にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号)の定めるところによることとし、新客観点数にあつては、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、新客観点数は各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を

限度として加点する。共同企業体にあつては、審査の項目のうち、経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を、経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値を、技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を、その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目の平均値をもって審査の対象とする。

- (1) 大町市の発注した工事の成績にあつては、告示第1の表中第2項アにおける建設工事の資格審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）の直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」の3業種に係る工事成績平均点から65点を減じ、3.5を乗じて得た点数とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみを加（減）点とする。
- (2) 資格審査基準日の直前4年間に於ける、国又は県による表彰の実績にあつては、企業もしくは当該企業に在籍している個人が表彰を受けた場合。また、大町市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰の実績にあつては企業が表彰を受けた場合とし、1回につき10点とし、30点を上限とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみを加点とする。
- (3) ISO認証若しくは環境活動評価プログラム「エコアクション21」認証取得状況については次によるものとする。
  - ア ISO認証の取得状況にあつては、資格審査基準日においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得している場合、それぞれにつき10点とする。
  - イ 環境活動評価プログラム「エコアクション21」の認証状況にあつては、資格審査基準日において認証を受けている場合10点とする。ただし、ISO14000シリーズとの重複加点はしない。
- (4) 民間資格等を有する技術者数にあつては、別表1の資格について、当該資格に係る対象業種を申請する場合、対象業種ごとに資格審査基準日において、当該資格を有する技術者1名につき1点とする。ただし、上限は30点とする。
- (5) 不誠実な行為の有無その他信用状態にあつては、資格審査基準日の直前2年間に於いて、市又は長野県から指名停止を受けた場合、当該指名停止を受けた月数に-10を乗じて得た点数とする。ただし、指名停止を受けた期間のうち、1月に満たない期間がある場合は、1月とする。減点は、最大15点までとする。
- (6) 市との災害協定を締結している場合は15点とする。
- (7) 地域貢献の実績にあつては、資格審査基準日の直前2年間に於いて、ボランティア等の無償奉仕活動を実施した場合、5点とする。
- (8) 労働福祉の状況にあつては、次によるものとする。
  - ア 資格審査基準日の直前6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定による障がい者の雇用義務を有する建設業者が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合、10点とする。
  - イ ア以外の建設業者が、資格審査基準日において障がい者を雇用している場合、10点とする。

(9) 労働環境の状況にあつては、次によるものとする。

ア 資格審査基準日において、従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、且つ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則で規定している場合、10点とする。

イ 資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言！」の登録をしている場合、3点とする。なお、登録企業であつて資格審査基準日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合、更に7点を加点する。

(10) SDGsの取組の状況にあつては、申請日において「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録をしている場合、10点とする。

(11) 市内居住者で常時雇用されている者1名につき1点とする。なお、大町市定住促進事業により、移住・定住者として認められた者を常時雇用している場合は、さらに1人4点加点する。ただし、上限は30点とする。

(12) 大町市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年告示第48号）に基づく、表示証の交付を受けている場合は10点とする。

(13) 資格審査基準日の前年度において、市道除排雪業務（凍結防止剤散布業務を含む。）の受託実績を有している場合、20点とする。ただし、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」及び「舗装」業種のための加点とする。

(14) 申請年度（受付年度）において、水道緊急対応当番を実施している場合、20点とする。ただし、「管」及び「水道施設」業種のための加点とする。

（名簿の登載）

第6 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては第5の規定による審査の結果の資格総合点数により等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント等の業務にあつては告示第5第2項に規定する書類の審査の結果を、建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載する。

（入札参加資格の取消し等）

第7 有資格者が第3第1項若しくは同第2項若しくは法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

3 前項の規定は、告示第1の要件に該当していない者の申請の場合に準用する。

(等級別発注標準)

第8 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、下表の左欄に掲げた等級の右欄の工事金額の範囲内とする。この場合の工事金額は請負工事設計金額とする。

工事 種類 等級	工 事 金 額					
	土木一式工事	建築一式工事	電気電通工事	管・その他 工事	舗装工事	とび・土工工事
A	1,000万円以上	1,000万円以上	全工事	全工事	全工事	全工事
B	8,000万円未満	9,000万円未満	2,000万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	5,000万円未満
C	3,000万円未満	4,500万円未満	600万円未満	700万円未満	500万円未満	700万円未満
D	1,500万円未満	2,000万円未満				
E	800万円未満	900万円未満				

(専門工事業者の決定)

第9 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定することができる。

(設備工事の分離契約)

第10 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(業者の選定)

第11 業者を選定しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

(業者選定基準)

第12 第11の規定により業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件

(6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表2によるものとする。

(随意契約における業者の選定)

第13 随意契約による場合の業者選定は、第11の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(選定の特例)

第14 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由のあるときは、第11の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第15 業者の選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(協業組合)

第16 協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、長野県知事が定める要領を準用する。

(補則)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年告示第26号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第60号)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第60号)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第50号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第10号)

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

附 則 (平成21年告示第7号)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第9号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第3号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成25年6月末日まで従前の効力を有する。  
附 則 (平成27年告示第2号)  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成27年6月末日まで従前の効力を有する。  
附 則 (平成28年告示第213号)  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成29年6月末日まで従前の効力を有する。  
附 則 (平成30年告示第123号)  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成31年6月末日まで従前の効力を有する。  
附 則 (令和3年告示第142号)  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、令和4年6月末日まで従前の効力を有する。  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。